

## 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、竹原市契約規則（昭和59年竹原市規則第5号。以下「契約規則」という。）第4条の規定により公告する。

入札者はこの公告に定めるもののほか、一般競争入札（事後審査型）公告共通事項【物品・委託役務等】（以下「共通事項」という。）に従う必要がある。

令和8年2月20日

竹原市長 平井明道

## 1 物品・委託役務等の内容

(1)物品・委託役務等の名称	竹原浄化センター水質試験及び汚泥分析試験業務委託
(2)物品・委託役務等の内容	竹原浄化センターにおける流入水及び放流水の水質試験及び脱水汚泥の分析試験
(3)納入・履行期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
(4)納入・履行場所	竹原浄化センター（竹原市下野町1198番地12）
(5)予定価格	非公表
(6)最低制限価格	設定しない
(7)契約種別	委託役務総額契約

## 2 入札参加資格

入札の参加に必要な資格は、共通事項2(1)によるほか、次に掲げる事項を全て満たすこと。

(1)営業所等の所在地	広島県内に本店・支店・営業所等を有する者。 本店とは法人の場合、登記されている本店、個人の場合、事業を行っている本拠とする。 支店・営業所等とは法人であって、その所在する自治体に法人住民税を申告納付している支店・営業所等とする。
(2)入札参加資格の認定 令和4～7年度の竹原市物品等及び委託役務入札参加資格で、次の契約種目又は取扱品目の認定を受けている者。	取扱品目「環境測定（計量証明事業）水質・土壌」又は「環境測定（計量証明事業）ダイオキシン」
(3)納入・履行実績	問わないものとする。
(4)許認可・資格等	広島県の計量証明事業者で、事業区分が濃度（大気・水質・土壌）として登録されている者であること。また、計量法第121条の2に基づく特定計量証明事業者の認定を受けている者であること（以下「特定計量事業者」という。）であること。（ダイオキシン類分析の再委託先を行う場合を除く。）
(5)技術者	問わないものとする。
(6)その他	ダイオキシン類分析の再委託については、入札参加資格の事後審査時に下水道課の承認を得た場合は可とする。

3 入札手続き等

手続き	期間・期日・場所	留意事項
(1)仕様書等閲覧期間	令和8年2月20日～ 令和8年3月2日	竹原市ホームページからダウンロード又は入札担当課で閲覧に供する。
(2)仕様書等に係る質問書の受付期限	令和8年2月25日 午後5時まで	質問書は、入札担当課へ電子メール、FAX又は直接提出すること。 FAX又は電子メールの場合は、必ず電話による質問書の到着確認を行うこと。
(3)質問に対する回答日	令和8年3月27日 まで	竹原市ホームページ又は入札担当課で閲覧に供する。
(4)入札期間	令和8年3月3日～ 令和8年3月5日 午前9時～午後5時	入札書は、入札担当課へ期間内に郵送又は直接提出すること。
(5)開札日時	令和8年3月6日 午前10時50分	
(6)開札場所	竹原市役所本庁舎1階会議室4	入札・契約権限を有さない者が入札会場に入場しようとする場合は、委任状を提出すること。
(7)くじ引き	開札日と同日に実施	開札に落札候補者が立ち会っていない場合（郵送による場合等を含む。）は、当該開札に立ち会っている入札事務に関係のない職員が、くじを引きます。

4 入札参加資格の事後審査

(1)事後審査の提出書類	提出の要否
ア入札参加資格確認申請書	○
イ納入等の実績を確認できる書類	
ウ許認可・資格が確認できる資料	○
エ担当者の資格者証の写し	
オ担当者の実務経歴書	
カその他 ダイオキシン類分析の再委託を行う場合は、再委託先とその事業者が特定計量証明事業者の認定を受けていることを確認できる資料。	○

5 その他の条件

特になし。

6 問合せ先

〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号

(入札担当課)

竹原市役所総務部財政課契約管財係

電話番号 0846-22-7731

FAX 0846-22-8579

e-mail zaisei@city.takehara.lg.jp

(発注・契約担当課)

竹原市役所建設部下水道課庶務係

電話番号 0846-22-7751

FAX 0846-21-8001

e-mail gesui@city.takehara.lg.jp